

令和 8 年度「介護サービス情報の公表」計画

新潟市福祉部介護保険課

第 1 全体計画

1 目的

本計画は、新潟市内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報（「基本情報」及び「運営情報」）の報告、受理、公表に係る事務を効率的かつ円滑に実施するため、介護保険法施行令第 37 条の 2 の 3 等に基づき、報告計画及び情報公表計画を一体のものとして定めるものとする。

2 計画の策定者

計画の策定者は、新潟市長とする。

3 基本的事項

（1）計画の基準日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

（2）計画の対象期間

計画の対象期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（3）情報の公表の対象となる介護サービス

令和 8 年度の情報の公表の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第 140 条の 43 に規定される介護サービスとし、別表 1 のとおりとする。

（4）情報の報告の義務が生じる介護サービス事業所又は施設

本計画において、情報の報告の義務が生じる介護サービス事業所又は施設（以下「公表対象事業所」という。）は、介護保険法第 115 条の 35 及び施行規則第 140 条の 44 に基づき次のとおりとする。

ア：令和 8 年 4 月 1 日現在で指定又は許可（以下「指定等」という。）を受けており、計画の基準日前 1 年間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）において、施行規則第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当しない別表 2 の介護サービス事業所又は施設（以下「既存公表対象事業所」という。）

イ：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに指定等を受け、新たに情報の公表の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする介護サービス事業所又は施設（以下「新規公表対象事業所」という。）

なお、新規公表対象事業所は、運営情報の報告の義務はないものとする。

(5) 介護サービスを一体的に運営している場合の報告

下記表 1 の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営していると認められる場合には、一体として報告するものとする。

表 1

区分	サービス種別
ア	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
イ	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
ウ	訪問看護、介護予防訪問看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
エ	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
オ	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
カ	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
キ	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））
ク	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））
ケ	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））
コ	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
サ	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
シ	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
ス	介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
セ	介護保健施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
ソ	介護医療院サービス、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

（６）既存公表対象事業所及び新規公表対象事業所以外の介護サービス事業所の取扱い

既存公表対象事業所及び新規公表対象事業所以外の事業所も任意で報告を行うことを可能とし、任意で報告を行う旨を申し出た事業所がある場合は、公表対象事業所に準じて取扱うこととする。

（７）介護サービスの提供の休止・再開、廃止の取扱い

ア：介護サービスの提供を休止・再開した場合

（Ａ） 公表対象事業所で計画の対象期間中に介護サービスの提供を休止した場合、休止中は報告の義務がないものとし、休止届の受理が公表前の場合は公表を行わないこととする。また、既に公表している介護サービス情報がある場合はこれを非公表とする。ただし、休止から令和９年３月３１日までに再開した場合は公表対象事業所と同様に取り扱う。

（Ｂ） 令和７年度中に休止し、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までに再開した場合で、令和７年４月１日から休止までの間に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えていた場合は、既存公表対象事業所と同様に取り扱う。

イ：介護サービスの提供を廃止する場合

公表対象事業所で計画の対象期間中に介護サービスの提供を廃止する場合、市が廃止届等を受理した時点で報告の義務がないものとし、廃止届等の受理が公表前の場合は公表を行わないこととする。また、既に公表している介護サービス情報がある場合はこれを非公表とする。

第２ 報告計画

１ 目的

公表対象事業所が介護サービス情報を報告するまでの業務に係る計画を報告計画として定める。

２ 報告内容の時点

原則、記入日現在の内容を報告する。ただし、別の指示がある場合は、それに従い報告する。

３ 報告書の提出等

（１） 提出方法

公表対象事業所は、厚生労働省が管理する「介護サービス情報報告システム」（以下「報告システム」という。）にて、基本情報調査票及び運営情報調査票（新規公表対象事業所は運営情報調査票を除く。以下「報告書」という。）のデータを直接入力し送信することにより、報告書を提出する。

（２） 手数料の納付

公表対象事業所は、介護サービス情報の公表の実施に当たって、手数料を所定の納付書により指定の期日までに納付することとする。

※ 公表事務手数料：４，５００ 円

なお、新潟市介護保険法関係手数料条例及び新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の規定により、第１－３－（５）表１に定める各区分内において二つ以上の介護サービスを一体的に運営していると認められる場合は１件とみなす。

(3) 介護サービス情報の報告期限

ア：既存公表対象事業所

令和8年10月末日までとする。

イ：新規公表対象事業所

指定等の日の属する月の翌月の末日までとする。ただし、令和8年8月31日以前が指定等の日である場合は令和8年10月末日までとする。

4 報告書の受理

(1) 審査

公表対象事業所から提出された報告書について、報告書の記入漏れ等の不備について審査する。報告書に不備があった場合は、公表対象事業所に対して報告書の訂正及び再提出を求めることとする。

(2) 手数料の納付の確認

公表対象事業所からの手数料の納付状況について確認を行う。

(3) 受理の開始時期及び受理決定

各公表対象事業所の報告期限の2週間前から、報告書の審査を完了し、手数料の納付を確認し次第、報告書の受理を決定し、情報公表計画のとおり公表を行う。

第3 情報公表計画

1 目的

公表対象事業所から報告を受けた介護サービス情報を、インターネットにて公表するまでの業務を情報公表計画として定める。

2 公表の方法等

(1) 公表方法

厚生労働省が管理する「介護サービス情報公表システム」により公表を行うものとする。

(2) 公表内容

ア：既存公表対象事業所

基本情報、運営情報及び事業所の特色

イ：新規公表対象事業所

基本情報及び事業所の特色

※事業所の特色に重要事項を掲載すること。(令和7年4月1日より重要事項を法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに掲載することが義務化)

※介護職員等処遇改善加算【区分Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロ】を取得(予定含む)している事業所

基本情報「介護報酬の加算状況」に加算の取得状況を記載するとともに、職場環境等要件を満たした

めに実施した取組項目及びその具体的な取組内容を事業所の特色に記載すること。

(3) 介護サービス情報の公表月

ア：既存公表対象事業所

令和8年10月から報告書の受理決定後、随時公表を行う。

イ：新規公表対象事業所

報告の提出を受けた月から報告書の受理決定後、随時公表を行う。

3 公表情報の更新

基本情報及び運営情報の報告に基づく介護サービス情報の追加・変更・削除を随時行い、公表情報を更新する。なお、本年度の公表計画に基づく公表対象事業所以外の事業所の公表情報は、当該年度の全ての公表対象事業所の情報の公表が完了したときに、これを非公表とする。

4 公表後の介護サービス情報の変更等

(1) 基本情報の変更

公表対象事業所は、基本情報の内容に変更がある場合は、報告システムにて変更内容を入力する。ただし、調査による確認を受けた基本情報項目については、市が認めた場合に限り変更することができるものとする。

(2) 運営情報の訂正

運営情報項目は、報告誤りの場合に限り訂正を行うことができるものとする。

公表対象事業所は、運営情報の内容に訂正の必要がある場合は、市に訂正の依頼をすることとする。ただし、調査による確認を受けた運営情報項目については、公表対象事業所の依頼により訂正することはできないものとする。

(3) 事業所の特色の変更

事業所の特色の内容に変更がある場合は、公表対象事業所が報告システムで修正し登録することにより随時変更を行うこととする。

第4 苦情等の対応

(1) 苦情対応窓口の設置

介護サービス利用者等及び介護サービス事業者からの苦情に対応する窓口を市に設置して、苦情対応の経過を記録する。

(2) 介護サービス利用者等からの苦情対応

介護サービス利用者等から公表情報に関する苦情を受けた場合は、公表対象事業所に対して照会し確認するものとする。

ア：公表対象事業所から適切な説明が得られた場合、公表対象事業所は介護サービス利用者等に対して

説明を行うものとする。

イ：公表対象事業所から適切な説明が得られない場合、公表対象事業所に対して、必要に応じて調査の実施を検討し、報告内容の是正を命ずるものとする。

(3) 公表対象事業所からの苦情対応

公表対象事業所からの苦情については、適宜適切な対応を行うものとする。

(別表 1)

居宅サービス	1	訪問介護
	2	訪問入浴介護
	3	訪問看護
	4	訪問リハビリテーション
	5	通所介護
	6	通所リハビリテーション
	7	短期入所生活介護
	8	短期入所療養介護（施行規則第 14 条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）
	9	特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
	10	福祉用具貸与
	11	特定福祉用具販売
地域密着型サービス	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	2	夜間対応型訪問介護
	3	地域密着型通所介護
	4	認知症対応型通所介護
	5	小規模多機能型居宅介護
	6	認知症対応型共同生活介護
	7	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
	8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	9	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
居宅介護支援		
施設サービス	1	介護福祉施設サービス
	2	介護保健施設サービス
	3	介護医療院サービス
介護予防サービス	1	介護予防訪問入浴介護
	2	介護予防訪問看護
	3	介護予防訪問リハビリテーション
	4	介護予防通所リハビリテーション

	5	介護予防短期入所生活介護
	6	介護予防短期入所療養介護（施行規則第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
	7	介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
	8	介護予防福祉用具貸与
	9	特定介護予防福祉用具販売
地域密着型介護予防サービス	1	介護予防認知症対応型通所介護
	2	介護予防小規模多機能型居宅介護
	3	介護予防認知症対応型共同生活介護

（別表2）

公表対象事業所等一覧

略

（新潟市ホームページ 「健康・医療・福祉」／「介護」／「介護に関するお知らせ」／「介護サービス情報の公表について」 に掲載）